

みんなでふせごう 交通事故



交通事故を起こさないために

1 安全速度を必ず守る

道路状況や交通状況、その日の天候などを考慮して安全な速度で走行する

2 カーブの手前でスピードを落とす

カーブが近づいたら、その手前で十分にスピードを落とす

3 交差点では必ず安全を確かめる

一時停止の標識や表示がある場合は勿論、ない場合でも交差点では一時停止を行い、必ず安全を確かめる

4 一時停止で横断歩行者の安全を守る

横断歩道のない場所でも歩行者が横断している場合は、一時停止や徐行して歩行者の安全を守る



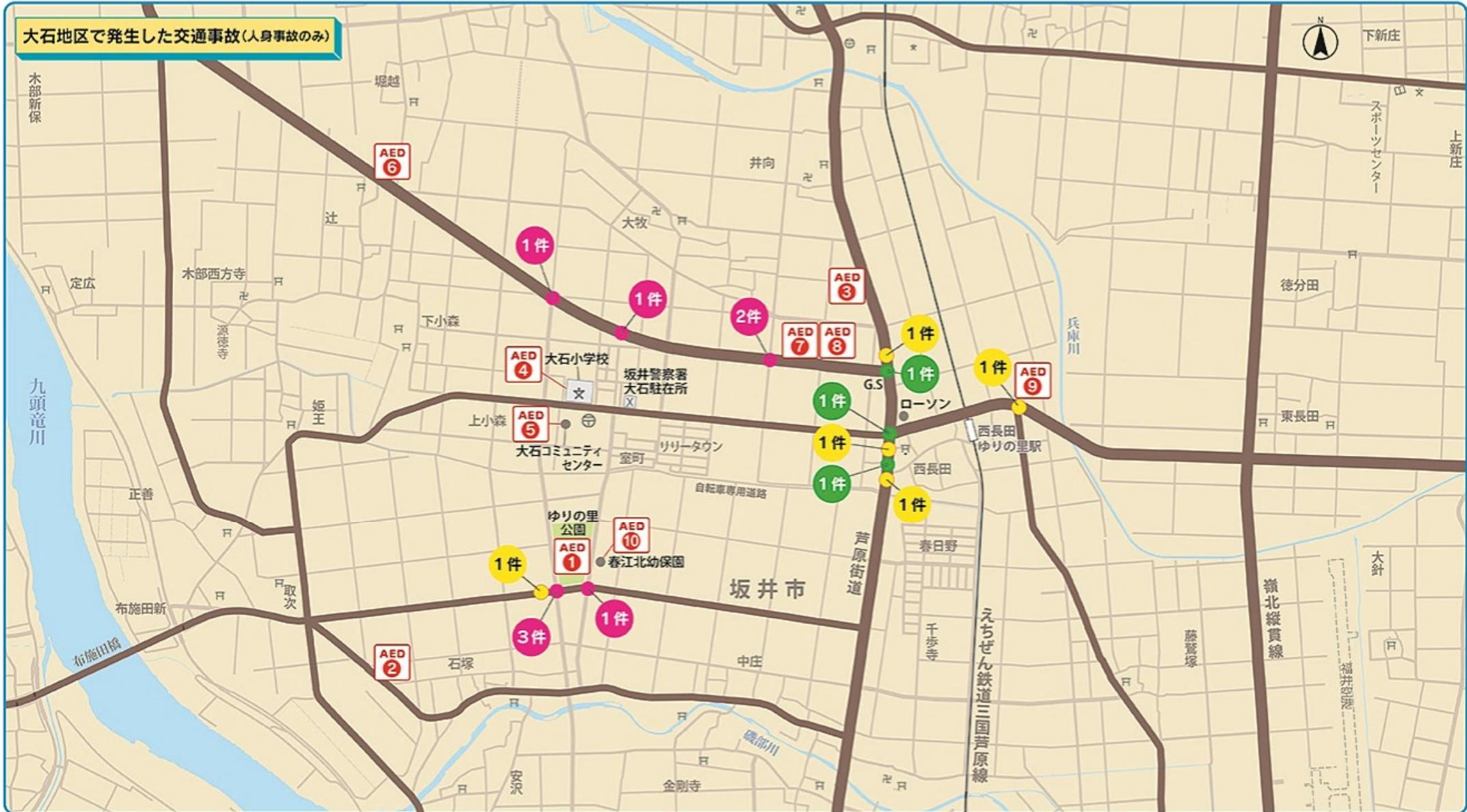
5 飲酒運転は絶対にしない

酒を飲んだら絶対に車を運転してはいけない
「飲んだら乗るな」を徹底する

大石地区まちづくり協議会
安心・安全部会

大石地区で発生した交通事故(人身事故のみ)

木部新保



基礎地図情報（国土地理院）を加工して作成

事故形態

- 出会頭 8 件
- その他 3 件
- 追 突 5 件

期間: 平成31年1月～令和4年6月

資料提供: 坂井警察署

AED 大石地区において「AED」が設置されている場所

- | | | | |
|----------------|-----|----------------|-----|
| ① ゆりの里公園 | 石塚 | ⑥ 木下工業(株) 春江工場 | 辻 |
| ② (株)川鋤 | 石塚 | ⑦ 島崎歯科医院 | 西長田 |
| ③ (有)塩澤工業福井工場 | 大牧 | ⑧ リハビリ施設 陽和緑 | 西長田 |
| ④ 大石小学校 | 上小森 | ⑨ 新江州北陸(株) | 西長田 |
| ⑤ 大石コミュニティセンター | 上小森 | ⑩ 春江北幼保園 | 中庄 |

*嶺北消防署のHPより (令和5年3月現在)

交通事故を起こしてしまった! どうすればいいの?

交通事故が発生した時、その車両（自転車含む）運転者は直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する措置を講じ、警察官に事故の報告をする。



1. 運転を停止する（運転停止義務）

交通事故を起こした時や、自動車が何かに衝突したと感じたときは、安全に車を停車させ外に出て、死傷者の有無、衝突物や車の破損などを確認する。

2. 救護措置を行う（救護措置義務）

負傷者がいる場合は、119番通報で救急車を呼ぶか、最寄りの病院へ運ぶ。救護せず立ち去った場合は救護義務違反、いわゆる「ひき逃げ」となる。

3. 危険防止措置をとる（危険防止措置義務）

第2、第3の事故防止のために車は安全な場所に移動させる。車の損傷が大きい場合は、二次災害を防ぐため、ハザードランプの点灯、停止表示機材の設置、発煙筒の使用などで事故が起きていることを周知する。

4. 警察へ連絡する（警察への事故報告義務）

自損事故や接触事故であっても警察への連絡は道路交通法で義務づけられている。また、保険会社に保険金を請求するときは、警察が発行する「交通事故証明書」が必要となる。

5. 事故の相手や目撃者の連絡先を聞く

事故相手の名前や連絡先、車のナンバーを控える。また事故を目撃した人がいた場合には、その人の連絡先も聞いておく。

6. 保険会社へ連絡する

保険を利用する場合は、事故が起きた日時、場所、内容、相手の情報などが必要となる。

安全運転の心構えと心得10箇条

1 条 人の命の尊さを覚える

2 条 交通ルールを覚えて守る

3 条 運転は人格が現れる

4 条 集中して運転

5 条 「お先にどうぞ」という余裕を持つ

6 条 「もしかして運転」を心がける

7 条 心の状態を平静に保つ

8 条 私は運転が上手だという過信は禁物

9 条 服装と履物が重要

10 条 危険は油断の先に